

宍粟市『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年4月10日

宍粟市長 福元晶三

記

I. 協議の場を設けた地区（集落）

山崎町青木地区

II. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年4月10日

III. 当該地区（集落）における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

〈〈経営体数〉〉

個人	経営体
法人	経営体
集落営農	1 経営体

IV. IIIの結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手は、十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用した長期賃貸借契約を締結する事で、計画的な作付けを実現し安定した経営の促進を図る。

6. 地域農業の将来の在り方

営農組合が農地を集積する事で、水稻を中心とした作付けをしながらも黒大豆・スイートコーンなどの複合化も行う。また、生産性の低い在来田については、山椒などに取組ことで農地の維持と高収益化を図る。